

8日間経過後も、クーリング・オフ できる可能性があります！

クーリング・オフは、法律で決められた書面を受け取った日から数えて一定期間以内であれば、消費者は事業者に対して、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

ただし、以下のような場合には、所定の期間を過ぎてもクーリング・オフができることがあります。

- ・クーリング・オフができる契約なのに、「クーリング・オフができない」と言われた。
- ・「クーリング・オフするな」と脅された。

他にも...

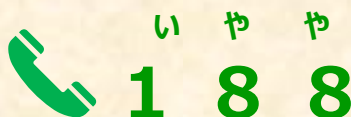
個人的な都合による
クーリング・オフは認められ
ないんですよ。

解約するには違約金が必要
です。これは法律で決ま
ってます。



事業者との契約で困ったときなどは、相談しましょう

消費者ホットライン



お近くの消費生活相談窓口
をご案内します。



経済産業省
九州経済産業局
Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry